

企業名	DMEGCジャパン株式会社
人権方針	DMEGCは、「世界人権宣言」や「グローバル・コンパクトの10原則」、「国際労働条約」、「国際労働における基本的原則及び権利に関する宣言」など国際的に認められた人権原則及び「中華人民共和国労働法」、「中華人民共和国労働契約法」、「中華人民共和国雇用促進法」などの現地法令を厳格に遵守し、従業員の権利を尊重・保護しています。 更に「労働人権方針」を策定・公開し、従業員の権利保護、労働時間管理、報酬及び福利厚生などの関連規定を明確化しています。児童労働や強制労働を断固として排除し、新入社員には統一的な採用登録表の記入を義務付けるとともに、人事管理システムにおいて16歳未満の応募者を自動警告する仕組みを導入します。第二代身分証リーダーによる偽造ID防止策を講じ、新入社員の身分情報を厳格に審査し、雇用プロセスのコンプライアンスを徹底しています。 また、女性の権利保障を重視し、「女性従業員労働保護特別規定」を厳格に遵守するとともに、女性従業員に対し全方位的なサポートを提供しています。 DMEGCはグループ全体で平等で多様な職場環境を構築することに取り組んでおり、「差別禁止制度」と「ハラスメント及び虐待防止制度」を策定し、従業員が民族、人種、国籍、宗教信仰、性別、年齢、障害、婚姻・出産状況などの理由で差別を受けないように確保しています。なお、現在に至るまで人権侵害行為は発生していません。 更に、SA8000国際社会責任基準の認証を取得しており、人権保護と倫理的行動を企業運営の基盤として位置付けています。また、サプライチェーンにおける人権保障にも注力し、「DMEGCサプライヤー行動規範」に人権保護の条項を盛り込んでおり、サプライヤーの社会責任実績を年次評価指標に組み込んでいます。 社会的責任の履行状況が優良なサプライヤーに対して調達優遇策を実施しており、これまでに20社のSA8000認証取得を支援し、全ての材料カテゴリーにおいて最低1社の認証済みサプライヤーを確保することで、サプライチェーン全体の人権保障と労働者の権利水準向上を顕著に推進しています。
調達方針	DMEGCは、「ISO20400持続可能な調達ガイドライン」およびSA8000、ISO14001、ISO45001などの国際規格を参照し、「DMEGCサプライヤー行動規範」を策定しています。すべてのサプライヤーに対し、国または地域の法令遵守を要求しています。本規範に違反する行為は、DMEGCとの取引関係においてリスクの一因とみなされ、契約解除の対象となる場合があります。 また、「ISO20400持続可能な調達マニュアル」を発行し、調達活動の全ライフサイクルにおいて、環境、社会、経済への最も有利な影響を最大化するとともに、不利な影響を最小化することを目的としています。 これらの活動の有効性を継続的にモニタリング、評価するとともに、透明性の確保に努めることで、当社の持続可能な開発へのコミットメントを体現しています。
その他取り組み	2024年ESGLレポート： https://chinadmegc.com/investor.html?sweiper=4